

5陸生第967号
令和6年2月1日

新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事

} 殿

北陸農政局長

令和6年能登半島地震に伴う環境保全型農業直接支払交付金に係る手続の特例について

このことについて、別添写しのとおり農林水産省農産局長から通知がありましたので、ご了知の上、本交付金の円滑かつ的確な実施に特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴県下関係市町村等へは貴職から通知頂くとともに、本交付金の実施について適切な御指導をお願いします。

【担当】

北陸農政局生産部生産技術環境課
環境保全型農業推進係

TEL : 076-232-4131

北陸農政局長 殿

農産局長

令和 6 年能登半島地震に伴う環境保全型農業直接支払交付金に係る手続の特例
について

令和 6 年能登半島地震により、北陸地方の広範に甚大な被害が発生したところである。

このような中、被災地においては、当面、被災者への支援活動等を最優先としていただくため、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施している環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）の各般の手続については、下記のとおりとするので、御了知の上、交付金の円滑かつ的確な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の関係県を通じて市町村、農業者の組織する団体等に対して、この旨周知するとともに、交付金の事務手続につき適切な御指導をお願いしたい。

記

1 特例措置の対象地域

令和 6 年能登半島地震により居住の用に供する家屋及び関連施設・設備、並びに農地・農業用施設等事業の用に供する施設等が被災した、実施要領第 1 に定める農業者団体等（以下「被災農業者団体等」という。）の存する市町村及び県

2 特例措置の内容

(1) 実施状況の報告

実施要領第 8 の 4 (1) に基づく令和 5 年度の実施状況の報告については、以下の通りとする。

ア 被災により生産記録等証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を滅失、紛失、棄損等（以下「滅失等」という。）し、被災農業者団体等が証拠書類等を提出することが困難な場合は、実施状況報告書（実施要領様式第 6 号）のみにより実施状況の報告を行うことができる。ただし、被災により対象活動の履行が困難となった場合であって、実施要領別記 6 の 1 の特例を受けようとする場合は、実施状況報告書に加え、実施要領様式第 11 号を添付するものとする。

イ 被災農業者団体等がアを行うことが困難な場合、市町村長は、令和 5 年度申請状況調査報告（令和 5 年度環境保全型農業直接支払交付金の申請状況調査について（令和 5 年 6 月 23 日付け 5 農産第 1236 号農林水産省農産局農業環境対策課長通知）により実施した調査の報告をいう。以下同じ。）及び令和 4 年度実施状況報告書を基に、

当該被災農業者団体等に可能な範囲で活動状況を聞き取った上で実施状況仮記録書（別紙様式）を作成することにより、実施状況の報告が行われたものとする。

ウ 市町村長がイを行うことが困難な場合、県知事は、令和5年度申請状況調査報告及び令和4年度実施状況報告書を基に、市町村から活動状況等を聞き取った上で実施状況仮記録書を作成するとともに、作成した実施状況仮記録書の写しを市町村長に送付することにより、当該被災農業者団体等による状況の報告が行われたものとする。

エ ア～ウの場合、市町村長に対する報告期限については、令和6年1月末日に限られない。

(2) 実施状況の確認

実施要領第8の5に基づく市町村の実施状況の確認については、地域の復旧状況に応じ、可能な範囲で被災農業者団体等から聞き取りを行うなど柔軟に対応することとし、必ずしも現地確認を必要としない。

(3) 実施状況のとりまとめ

ア 実施要領第8の6(1)に基づく報告に当たり、被災農業者団体等の存する市町村長は、(1)のイ又はウにより作成された実施状況仮記録書の写し及び実施要領別記6に基づき作成された理由書（実施要領様式第11号）を、実施状況報告書（実施要領様式第8号）の関係書類として添付し、県知事に提出する。なお、(1)のア～ウの場合、県知事に対する報告期限については、令和6年2月15日に限られない。

イ 実施要領第8の6(2)に基づく報告に当たり、アの提出を受けた県知事は、実施状況取りまとめ報告書（実施要領様式第9号）別紙1及び別紙2の備考欄に「実施状況仮記録書写し添付」又は「災害特例協議」と記載した上で、実施状況仮記録書及び理由書（実施要領様式第11号）の写しを添付し、地方農政局長に提出する。

(4) 災害特例の適用

実施要領第10に定める災害特例の適用については、(1)のイ又はウの場合、実施状況仮記録書の提出をもって実施要領別記6の2に定める適用協議があったものとみなし、当該実施状況仮記録書の内容について、特例を適用するものとする。

(5) 証拠書類等の保存

実施要領第9及び第11に定める証拠書類等の保管ないし保存については、被災により証拠書類等を滅失等した場合、この限りでない。ただし、証拠書類等が提出できないことの証拠として、市町村が発行する災害証明書の写しや建物・農地の被災状況写真などの被災に関する書類を保存するものとする。

(6) 実施結果の報告

実施要領第13に定める実施結果の報告に係る手続については、(1)～(5)を準用する。この際、市町村長は、必要に応じ、(5)の被災に関する証拠書類等の提出を求めることとする。

(7) その他

(1)～(6)の他、必要事項については別途協議するものとする。

〇〇県知事 殿

〇〇市町村長

実施状況仮記録書

令和6年能登半島地震に伴う環境保全型農業直接支払交付金に係る手続の特例について（令和6年1月〇日付け5農産第3913号農産局長通知）の記の2（1）イに基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 被災により対象活動の報告又は履行が困難となったほ場及びその内容 （別紙）

(別紙)

対象活動の履行又は報告が困難となったほ場及びその内容

組織名又は氏名 ○○生産組合
市町村・県名及び所属 ○○市・町、○○県 ○○課
記入担当者名 ○○ ○○

支援対象 農業者名	取組面積 (a)	対象活動の実施状況		備考 ※ 可能な範囲で状況を聞き 取り(取組生産記録減失等、実 施状況報告書作成困難、対象 活動の履行困難)
		対象取組 (内容)	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以上 低減する取組 (作物名)	

注) 本紙は、農業者団体等单位で作成。